

令和元年度下期 関東森林管理局事業評価技術検討会 議事概要

1 日 時
令和2年2月21日(金) 14:00~16:00

2 会 場
関東森林管理局 5階中会議室

3 出席者
技術検討会委員(50音順)
岩岡正博委員、葛城奈海委員、執印康裕委員、立花敏委員

関東森林管理局
計画保全部長、森林整備部長、企画調整課長、計画課長、治山課長、森林整備課長、
資源活用課長、企画調整課監査官、森林整備課課長補佐、監査係長

4 議事概要

事前評価について

[森林環境保全整備事業(阿武隈川森林計画区)]
[森林環境保全整備事業(西毛森林計画区)]
[森林環境保全整備事業(下越森林計画区)]

(委員) チェックリストの優先配慮事項の「多面的機能を発揮する健全な森林の育成」では、事業計画区域の ~ 齢級の人工林面積に占める間伐計画面積の割合が30%以上である場合“ A ”評価となる基準とされているが、事業を実施する面積によっても効果が変化するため、30%にこだわらず事業の絶対量を考慮することも重要である(意見)。

(委員) 木材生産等便益と森林整備経費縮減等便益の算定の際、便益が重複して計上されていることはないか。また、路網整備のうち改良については新設に比べ算定する便益は少ないが、路網の改良によって事業が促進するのであれば評価しても良いのではないか。

(関東局) これらの便益の算定については、重複して計上しないよう森林整備による便益と路網整備による便益を分けて算定している。路網の改良で算定する便益については、既に路網が整備されている箇所における改良事業であるため、森林整備促進便益等は算定していないが、木材生産等経費縮減便益など路網の改良により確実に効果を上げると判断できるものについては算定しているところ。

(委員) 便益集計表の記載について、森林整備事業全体の集計表には森林整備分と路網整備分が合計され記載されているが、森林整備分と路網整備分の各便益額が分かりづらいため備考欄に内訳を記載してほしい。

(関東局) 便益集計表の備考欄に内訳を記載することとする。

(委員) 評価期間について、阿武隈川及び西毛森林計画区は84年で算定されており下越森林計画区は100年で算定されているが、森林計画区によって評価期間が異なるのはなぜか。

(関東局) 各森林計画区内で最も長い伐期齢を基に評価期間を算定することとされ、阿武隈川及び西毛森林計画区では同伐期齢が80年(整備期間を含めると84年)、下越森林計画区では同伐期齢が100年(整備期間を含めると104年)となっていることから、森林計画区により評価期間の違いが出てくる。なお、評価期間は最長で100年とされていることから、下越森林計画区は最長の100年で算定している。

- (委員) 各個表の事業の概要・目的に記載されている「植栽樹種がスギの場合には、原則として花粉症対策苗木への移行を図る」について、関東局では、今後植栽するスギ苗木については全量花粉症対策苗木に移行するとの考えでよいのか。
- (関東局) 植栽樹種がスギの場合、基本的には全量花粉症対策苗木に移行する方針であるが、福島県及び新潟県においては供給が追いついていないため、今後も各県と連携し花粉症対策苗木の供給を要請してまいりたい。
- (委員) 各個表の事業の概要・目的に記載されている「コンテナ苗を採用した伐採・造林一貫作業システムの推進」について、現状のコンテナ苗の供給率はどのようになっているのか。
- (関東局) 伐採・造林一貫作業システムを条件として請負事業を発注する際はコンテナ苗を条件としているが、全てコンテナ苗が供給されるまでには至っていない。また、立木の伐採及び搬出のみの立木販売契約の跡地においては、植栽をするための造林事業を単独で発注するため、苗木コストが安い裸苗が使用されることがある。
- (委員) 費用集計表に記載されている事業費について、各年度の事業費の規模が約5年ごとに同一規模となっている傾向が見られるが、なぜこのような算定になるのか。
- (関東局) 本事業計画期間(令和2年度～6年度の5年間)に整備した森林について、下刈、除伐、間伐など、本事業計画期間以降に必要な森林整備の各作業種の適期を見込んで算定していることから、約5年ごとのまとまりを持った事業費の規模となっている。
- (委員) 各個表の事業の概要・目的に記載されている「県内外の大型製材工場やバイオマス発電施設等から木材の安定供給が期待されている」について、具体的にはどのような地域で需要があるのか。
- (関東局) 阿武隈川森林計画区内において生産された木材は、栃木県内の大型製材工場や山形県内のバイオマス発電施設に供給されている。
下越森林計画区内において生産された木材は、新潟県内の大型製材工場や山形及び新潟県内のバイオマス発電施設に供給されている。
西毛森林計画区内において生産された木材は、群馬及び栃木県内の大型製材工場や群馬県内のバイオマス発電施設に供給されている。
- (委員) 生産確保・増進便益の算定で使用している木材の販売実績について、単価はどのように算定しているのか。また、木材を生産する際の歩留りは森林計画区の実態に則した率を採用しているのか。
- (関東局) 単価の算定は森林計画区ごとの一般材の平均単価を用いて算定している。また、木材を生産する際の歩留りに関しても森林計画区ごとの実態に則した率を採用している。

各評価対象案件に対する意見

事前評価

[森林環境整備保全事業（阿武隈川森林計画区）]

事業の必要性、効率性、有効性が認められることから、本事業の実施は妥当と考える。
事業の効率化や生産性の向上につながる取組を民有林に普及させていくことが望まれる。

[森林環境保全整備事業（西毛森林計画区）]

事業の必要性、効率性、有効性が認められることから、本事業の実施は妥当と考える。
事業の効率化や生産性の向上につながる取組を民有林に普及させていくことが望まれる。

[森林環境保全整備事業（下越森林計画区）]

事業の必要性、効率性、有効性が認められることから、本事業の実施は妥当と考える。
事業の効率化や生産性の向上につながる取組を民有林に普及させていくことが望まれる。